

福祉車両助成事業譲渡の流れ(全 2 ページ)

日本財団の助成車両は使用できる間は使用して頂くのが原則です。
転売、下取り、リース等はできません。

1. 譲渡を希望される場合、日本財団車両チームへ「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より譲渡理由と譲渡先をご連絡ください。

2. 日本財団が譲渡了承後、下記の書類をご提出ください。

(1) 事業年度経過年数により、提出する書類が異なります。

(様式はHPよりダウンロード、添付書類は譲渡様式に記載)

1. 譲渡承認申請書

助成事業より経過年数 5 年以下の車両の譲渡→譲渡承認申請書

2. 譲渡届書

助成事業より経過年数 6 年以上経過の車両の譲渡→譲渡届書

(2) 譲受人は車両名義変更後、「車検証の写し」と車体に表示する使用者名の変更が分かる「車両の写真」を車両チーム宛送付してください。

☆譲渡の条件☆

・譲渡先: 社会福祉法人、特定非営利活動法人、(一般、公益)財団法人、(一般、公益)社団法人) であり、非営利活動・公益事業を行っている団体

※事業内容のわかる資料をご提出いただき、譲渡可能か判断いたします。

・車両の譲渡は無償譲渡(車両本体)とすること。

・引取にかかる費用・車体に表示する使用者名の変更等にかかる諸費用は譲受人で負担すること。

・譲受人においては日本財団と譲渡人との間で取り交わした、福祉車両助成契約書に基づき適正な管理を行うこと。

1.譲渡承認申請書の流れ

2.譲渡届書の流れ

